

# 令和8年度木材利用推進コンクール 実施要領

## 1. 趣旨

木材は、生物由来の材料として様々な特性等を有しており、木材を活用した施設の整備を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。また、持続可能な森林で伐採された木材の利用推進を図り、とりわけ国産材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化、国際的な木材需給の逼迫への対応、カーボンニュートラルの実現にも資するものである。

このため、本コンクールでは、木材を活用した優れた施設及び国産材利用を積極的に推進する優れた取組について、総合的に審査し、顕彰する。

これらにより、国産木材の利用の一層の推進を図ることを目的とする。

## 2. 実施方法

(1) ①優良施設部門、②国産材利用推進部門を設置し、以下の①②に記すものについて募集する。詳細は別添のとおりとする。

### ① 優良施設部門

国内の建築物等施設において、全部又は一部に地域材を有効に利用して整備されたもの（木造施設や内装木質化施設、街づくり施設）で、以下の項目等に取り組んでいるもの。

- 木質資源の持続的かつ有効に活用するための工夫
- 建築物の木造化・木質化のための工夫
- 木材利用による地球温暖化対策等への貢献

ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。

### ② 国産材利用推進部門

川中企業\*<sup>1</sup>における、持続的な森林経営が行われている森林から産出される国産材を利用した木材製品の安定的な製造及び販売、流通等を通じた、国産材製品の販売促進、地域貢献、サプライチェーンの構築等の積極的な取組。

川下企業\*<sup>2</sup>における、国産材の大量かつ持続的な利用とともに、国産材利用の意義、良さや効果等についての普及啓発等国産材利用の拡大に向けた積極的な取組。

\*1：次に挙げる事業者をいう。

- ・ 建築向けの木材製品を製造及び販売する事業者
- ・ 木材製品の流通、プレカットを行う事業者等

\*2：次に挙げる事業者をいう。

- ・ ゼネコン、ハウスメーカー、工務店等の建築事業者
- ・ 施主のうち、木造又は木質化による店舗、事業所等の展開を積極的に行う事業者等

(2) 応募は、前項①については、対象となる施設の整備主体（施主、設計者、施工者）、前項②については、取組の実施主体が行う。

応募者は、応募様式を木材利用推進中央協議会 Webサイトからダウンロードして必要事項を記載の上、令和8年7月13日(月)までに以下の応募フォームにてWord形式のまま提出すること（7月13日提出分まで受付）。

なお、主催者及び後援者は、応募資料に記載された情報の一部及び添付写真を受賞内容の告知及び本コンクールや受賞施設等の広報資料等として利用することができるものとし、応募者はこれに同意するものとする。

<応募フォーム>

[https://www.jcatu.jp/competition/concours\\_r8/](https://www.jcatu.jp/competition/concours_r8/)

※募集に関する問合せは下記メールアドレスで受け付ける  
contest-2026-accept@zenmoku.jp

### 3. 表彰の実施

#### (1) 表彰対象

##### ① 優良施設部門

審査委員会で決定された木材利用優良施設について、施主、設計者、施工者の三者を表彰する。

##### ② 国産材利用推進部門

審査委員会で決定された川中企業、川下企業及び施主を表彰する。

#### (2) 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

##### ① 優良施設部門

###### ア 特賞

(ア)内閣総理大臣賞	1点
(イ)文部科学大臣賞	1点
(ウ)農林水産大臣賞	1点
(エ)国土交通大臣賞	1点
(オ)環境大臣賞	1点
(カ)林野庁長官賞	2点程度

うち1点は、高層であって優れた施設を「先進高層分野」の施設として選定する。

(キ)木材利用推進中央協議会会長賞	2点程度
(ク)審査委員会特別賞	2点程度
計	11点程度

###### イ 優秀賞

応募数の5割から特賞を除いた点数。ただし、特賞と優秀賞の合計点数は50点程度までとする。

② 国産材利用推進部門	
（ア）農林水産大臣賞	1点
（イ）林野庁長官賞	2点程度
（ウ）木材利用推進中央協議会会長賞	2点程度
計	5点程度

### （3）表彰の実施等

ア 表彰は、木材利用推進中央協議会が主催する木材利用推進「全国会議」で行う。

イ 賞状は、審査委員会で決定された優良施設部門の特賞施設に関わる施主、設計者、施工者（1施設に1枚）及び国産材利用推進部門の川中企業及び川下企業に対し交付する。

ウ 優良施設部門の特賞受賞作品の施主、設計者、施工者及び国産材利用推進部門の受賞者の各位に対し、イの副賞（木製）を贈呈する。

エ 開催場所は、都内とする。

オ 優良施設部門においては受賞施設の施設名、施主、設計者及び施工者の一覧を、国産材利用推進部門においては受賞事業者及び国産材利用の推進に係る取組概要をホームページや冊子により公表するとともに、施設等の写真も原則として公表する。

## 4. 主催者、後援等

主催者は木材利用推進中央協議会とする。また、主催者は文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省並びに森林を活かす都市の木造化推進協議会に後援の申請を行うものとする。併せて、各県の木材利用推進協議会の協賛について申請するものとする。

また、（公社）国土緑化推進機構の森林ファンド助成を受けることとする。

## 5. 審査方法

### （1）審査委員会

- ・審査委員会は、建築設計、木材利用などの学識経験者、専門家等で構成する。
- ・優良施設部門と国産材利用推進部門は、それぞれに委員会を設置する（別紙1）。

### （2）審査は、優良施設部門の特賞は別紙2、国産材利用推進部門は別紙3に定める審査基準に基づき、総合判定して行い、別紙4の各賞の選定基準に基づき賞を選定する。

優良施設部門の優秀賞については、原則として、特賞に続き優れていると認められる上位の施設について選定する。

## 6. 受賞の取り消し

特賞並びに優秀賞の受賞者または受賞作品が、本実施要領に定める募集対象等の要件を満たしていないことが判明した場合、または受賞者の重大な法令違反などにより受賞

者または受賞作品としての適格性に疑義が生じた場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがある。

#### 7. その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

## 令和 8 年度 木材利用推進コンクール審査委員名簿

## 【優良施設部門】

(委員長)

腰原 幹雄 東京大学生産技術研究所 教授

(建築技術・まちづくり分野)

三井所 清典 公益社団法人 日本建築士会連合会 名誉会長

(林業・木材産業分野)

安藤 範親 株式会社 農林中金総合研究所  
リサーチ&ソリューション第2部 マネージャー

(防耐火分野)

安井 昇 NPO法人 Team Timberize 理事長

(木質住環境分野)

松原 恵理 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所  
木材研究部門 複合材料研究領域 積層接着研究室 室長

(木質空間・デザイン分野)

鈴木 恵千代 一般社団法人 日本空間デザイン協会 元会長

(木質空間・デザイン分野)

北谷 明日香 一般社団法人 日本インテリアコーディネーター協会 会長

(教育環境・地域づくり分野)

長澤 悟 株式会社教育環境研究所 所長

(政府・団体)

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長  
林野庁 文部科学省 国土交通省 環境省

## 【国産材利用推進部門】

(委員長)

伊神 裕司 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所  
研究ディレクター (木質資源利用研究担当)

(林業技術)

塚本 愛子 公益社団法人 高知県森と緑の会専務理事兼事務局長

(森林・林業・木材産業情勢)

辻 潔 株式会社日本林業調査会代表取締役  
(隔週刊「林政ニュース」発行責任者)

(政府・団体)

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 林野庁

## 優良施設部門 審査基準

令和 8 年度木材利用推進コンクール実施要領 5 の（2）に規定される優良施設部門の審査基準は次のとおりとする。

- （1）地域の木材を持続的かつ有効に活用するための工夫
  - ・ 地域から安定して木材の供給を受けるための連携体制の構築及び地域材を多く利用する工夫をしているか（木造施設については、単位面積当たりの地域材使用量）
  - ・ 大径材、新たな木質系材料や部材の開発や使用を含め、木材資源の有効活用・高付加価値化に寄与するような取組が見られるか
  - ・ クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から合法性が確認された木材を入手し、登録木材関連事業者が施工しているか
  - ・ 他の施設への普及が見込まれる木材調達や地域材利用 等
- （2）建築物の木造化・木質化のための工夫
  - ・ 木質構造について新たな提案がなされているか
  - ・ 他の施設への普及が見込まれる木質構造を採用しているか（木造施設については、単位面積あたりの建築コスト等）
  - ・ 防耐火面について提案・工夫がなされているか
  - ・ 劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置が取られているか 等
- （3）木材利用による地球温暖化防止等への貢献
  - ・ 当該建築物の使用に係るエネルギー効率、木材利用による炭素貯蔵、CO<sub>2</sub>削減や省エネ等環境への効果について定量的に示しているか
  - ・ 利用した木材を生産した森林における再造林等、資源循環への配慮や環境教育への活用が行われているか
  - ・ 建築時や将来的な廃棄における廃棄物の発生の低減に配慮しているか
  - ・ 他の施設への普及が見込まれる環境対策 等
- （4）デザインや快適な空間づくり等における工夫
  - ・ 木材の良さが伝わる施設であるか
  - ・ 他の施設への普及が見込まれる木質デザインを採用しているか
  - ・ 木材の特性を活かしたデザインや利用者にとって快適な空間となるような提案がなされているか
  - ・ 地域の景観や特性を踏まえたデザインを採用しているか 等

## 国産材利用推進部門 審査基準

令和 8 年度木材利用推進コンクール実施要領 5 の（2）に規定される国産材利用推進部門の審査基準は次のとおりとする。

（1）国産材の取扱量が顕著なことによる国産材利用の推進

- ・どのくらいの量の国産材を取り扱っているか
- ・取り扱っている木材のうち、国産材はどのくらいの割合か
- ・国産材取扱量の伸び率はどのくらいか
- ・取扱量を増やすためにどのようなことに取り組んでいるか 等

（2）持続可能な国産材利用の推進

- ・国産材に係る社会課題にどう取り組んでいるか
- ・計画的且つ持続的な木材利用にどう取り組んでいるか 等

（3）国産材利用を促すための普及活動の推進

- ・どのような方法で普及啓発を行っているか
- ・国産材利用の意義や効果をどのように発信しているか 等

（4）地域貢献等を目的とした国産材利用の推進

- ・地域材を活用するためにどのような工夫をしているか
- ・地域企業とどのように連携しているか 等

なお、以下については（1）～（4）のいずれにも適用する。

- ・取組内容に先駆性が認められるか
- ・取組内容に具体性や合理性が認められるか
- ・取組内容に創意工夫や独自性が認められるか
- ・取組内容に波及効果が期待できるか

## 各賞の選定基準

### 【内閣総理大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

全応募作品の中で最も高い評価を得たもの

### 【文部科学大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

木材利用による教育研究環境整備に関して優れた点が認められるもの（例：計画設計上の工夫、利用者や地域と連携した取組、環境教育の推進への寄与 等）

### 【農林水産大臣賞（2点）】

- ・優良施設部門から1点選定

地域の木材の利用に関して特に優れた点が認められるもの（例：地域との連携体制、地域活性化、未利用資源の活用 等）

- ・国産材利用推進部門から1点選定

国産材の利用推進に関して特に優れた点が認められるもの

### 【国土交通大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

木材利用技術に関して特に優れた点が認められるもの（例：新たな構造、新たな部材、低コスト・短工期、防耐火面での工夫 等）

### 【環境大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

地球温暖化の防止や循環型社会の形成に関して優れた点が認められるもの（例：断熱性能に優れるなどCO<sub>2</sub>や廃棄物の排出削減の工夫 等）

### 【林野庁長官賞（4点程度）】

- ・優良施設部門から2点程度選定

地域の木材の利用に関して優れた点が認められるもの。このうち1点については、「先進高層分野」として高層建築として優れた点が認められるもの

- ・国産材利用推進部門から2点程度選定

国産材の利用に関して優れた点が認められるもの

### 【木材利用推進中央協議会会長賞（4点程度）】

優良施設部門、国産材利用推進部門から各2点程度ずつ選定

木材の利用に関してユニークな取組が認められるもの

### 【審査委員会特別賞（2点程度）】

優良施設部門から選定

特に推奨すべき優良な施設として審査委員の全会一致をもって認められるもの

## 募集対象

令和8年度木材利用推進コンクール実施要領2（1）に基づき、募集対象は次のとおりとする。

### （1）優良施設部門

本コンクール「優良施設部門」の受賞施設以外であって、令和4年度以降令和8年5月までに建築された以下の施設とする。

#### ア 木造建築物、内装木質化施設

学校等施設、研修・多目的交流等施設、保育園等施設、展示・資料館等施設、保健・保養・ケア・病院等施設、住宅団地等施設、体育館・音楽堂等施設、交通関係施設、宿泊施設、庁舎・事務所等施設、商業施設等

#### イ 街づくり施設

公園遊具、モニュメント、外構施設、土木施設（木道、木柵、木橋、木製ガードレール、堰堤等）等

注：ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。

### （2）国産材利用推進部門

次の①と②を満たすものとする。

① 令和7年（または令和7年度）における国産材の利用推進に係る取組とする。

② 本コンクールにおいて、農林水産大臣賞を過去5年間受賞していない川中企業・川下企業・施主とする。

ただし、優良施設部門における受賞履歴は問わないものとする。